

国際競技大会・看護師の業務

～ドバイ 2017 アジアユースパラ競技大会～

平成 29 年 10 月 6 日

ドバイ 2017 アジアユースパラ競技大会に帯同する看護師には以下の業務をお願い致します。

I. 目的：障がい者スポーツ国際競技大会に参加する選手、コーチ、役員などの日本選手団の健康管理を医療チームの一員として対処し、日本選手が円滑に競技出来るようにアシストすることにある。

II. 業務内容

1) 出国前の業務：医師と相談の上、以下の業務を行う。

(1) 選手の健康状態の把握

：帯同医師の指示により、日本代表選手団員の診断書に基づき健康状態を把握すること。

(2) コーチ・役員の健康状態の把握

：帯同医師の指示により、診断書（定期健診等）に基づき健康状態を把握し、必要であれば看護師の立場から本人に指導を行う。
現地医療班の責任者・日本選手団チーフドクター

(3) 服薬状況の把握

：医学委員会アンチ・ドーピング部会の協力の下、帯同医師がアンチ・ドーピング上の禁止物質の有無を確認し、安全な服薬指導を行うので、これを支援すること。

(4) 携帯する薬剤・物品のチェック

：帯同医師、医学委員会薬剤管理係とともに、現地選手村への持ち込み医薬品の内容を確認すること。

(5) 帯同医師と協力して、出発前に選手に対して健康管理やアンチ・ドーピングに関する注意事項を配布し指導すること。

2) 現地での医学管理：看護師は医師の指示の下、以下のように対処すること。

(1) 健康状態の把握：毎日日本選手団員（選手・コーチ・役員）の健康をチェックする（夜、または日中）。

(2) 医学管理：帯同医師を補助し、急性疾患に対する応急手当を行う。重篤な症状の場合は選手村、または現地のメディカルケアセンターへ搬送することがあるため、帯同医師の指示により、必要時は看護師も搬送に付き添うこと

(3) 帯同医師が個人カルテ、日報の一覧表を作成し記入する（傷病名、使用薬剤）ので、医師の記載内容を確認し・追加・修正を行うこと。

(4) 帯同医師の指示により、日本選手団の監督会議へ出席して選手の健康状態を報告し、問題点に関して注意を喚起すること。

- (5) 日本選手団員（選手・コーチ・役員）の心理的ケアについて看護師の立場より慎重にかつ積極的に対処すること。
- (6) その他

Ⅲ. 帰国後の業務：以下の業務は主に帯同医師が行うが、必要があれば看護師も追加・修正を行う。

1) 報告書の作成：日本障がい者スポーツ協会へ（帰国後1ヶ月以内）。

*JPCが作成する「日本選手団マニュアル」を参照すること

内容：

- ① 医学管理；競技開催中の日報をまとめ、傷病名、使用薬剤の一覧表を作成する。
 - ② アンチドーピング：服薬指導内容およびアンチドーピングテストが施行されたらその競技名。
 - ③ クラス分け、チームドクター会議があればその内容。
 - ④ **全体的感想（帯同看護師は必須）**
 - ⑤ その他
- 2) 使用薬剤報告
使用薬剤を帰国後1ヶ月以内にまとめ、障がい者スポーツ協会医学委員薬剤管理係に報告すること。

(以 上)

日本障がい者スポーツ協会医学委員会
委員長 陶 山 哲 夫